

答申第 1167 号
諮詢第 1826 号
件名：連絡活動結果表等の開示決定に関する件

答申

1 審査会の結論

愛知県警察本部長（以下「処分庁」という。）が、別記 1 に掲げる開示請求に対し、別記 2 に掲げる行政文書（以下「本件行政文書」という。）を特定して開示としたことは妥当である。

2 審査請求の内容

(1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、審査請求人が愛知県情報公開条例（平成 12 年愛知県条例第 19 号。以下「条例」という。）に基づき、令和 6 年 10 月 9 日付けて行った開示請求に対し、処分庁が同年 11 月 8 日付けて行った開示決定の取消しを求めるというものである。

(2) 審査請求の理由 （略）

3 処分庁の主張要旨

処分庁の弁明書における主張は、おおむね次のとおりである。

(1) 本件処分の内容及び理由

ア 行政文書開示請求の受付

審査請求人は、令和 6 年 10 月 9 日に愛知県稻沢警察署（以下「稻沢警察署」という。）の情報公開窓口を訪れ、行政文書開示請求書を提出したことから、処分庁はこれを受け付けた。

この行政文書開示請求書の、行政文書の名称その他の開示請求に係る行政文書を特定するに足りる事項は、

稻沢署の犯罪被害者支援要員運用実態報告書（令和 6 年 9 月分）

稻沢署の犯罪被害者支援要員名簿（令和 6 年 4 月 1 日時点のもの）

被害者の手引きを交付した件数が記載された文書

（それぞれ稻沢署で保管のもの）

であり、3 件の請求内容が記載されていた（以下、これら 3 件の請求内容のうち「被害者の手引きを交付した件数が記載された文書（稻沢署で保管のもの）」の請求内容のことを「本件開示請求」という。）。

イ 本件請求対象文書の調査

被害者の手引きとは、刑事手続、警察その他の犯罪被害者支援に關係

する機関、団体等による犯罪被害者の保護及び支援のための制度等について取りまとめた冊子である。

処分庁は、本件請求対象文書は、稻沢警察署で保存する文書のうち、犯罪被害者等に被害者の手引きを交付した件数の集計結果が記載されている文書であると判断した。

そして、処分庁は、稻沢警察署において保存されていた「連絡活動結果表（令和6年1月分から同年9月分、刑事課のもの）」の9枚、「被害者連絡活動結果表（令和5年1月分から令和6年9月分、交通課のもの）」の21枚及び「連絡活動結果表（令和5年1月分から令和6年9月分、生活安全課のもの）」の21枚を本件対象文書と特定した。

ウ 決定期間の延長

処分庁は開示請求が同時期に集中したことにより、対象となる行政文書について、短期間に開示決定をすることが困難であったため、条例第12条第2項の規定により、決定期間の延長を行った。

エ 本件処分

処分庁は、本件開示請求について、上記イのとおり、本件対象文書を特定し、条例第11条第1項に基づき、本件処分を行った。

なお、本件開示請求以外の請求内容については、別に決定をしている。

(2) 本件請求対象文書について

ア 連絡活動結果表（様式第3）及び被害者連絡活動結果表（様式第6）

本件請求対象文書として特定した連絡活動結果表（様式第3）とは、愛知県警察被害者連絡実施要領の制定（平成19年刑総・務住・生総・地総・交総・備一発甲第35号）（以下「本件要領」という。）により定められている。

この連絡活動結果表（様式第3）とは、本件要領の第7の1において定められているとおり、警察署長等が、毎月の被害者連絡の実施結果について、当該被害者連絡を行った課ごとに連絡活動結果表（様式第3）を作成し、警察本部に送付するもので、この様式には、被害者の手引きを交付した数が記入される。

また、交通課は、本件要領とは別の様式である被害者連絡活動結果表（様式第6）により、交通事故に係る毎月の被害者連絡の実施結果を警察本部に報告している。

この様式についても、被害者の手引きを交付した数が記入されるものである。

そして、連絡活動結果表（様式第3）及び被害者連絡活動結果表（様式第6）は、いずれも文書の保存期間は1年（起算は1月）である上、記入される項目も、ほぼ同様である。

イ 刑事課における対象文書の保存状況等

本件開示請求を受け、稻沢警察署で保存する本件請求対象文書を探索したところ、交通課及び生活安全課については、本件請求対象文書となる令和5年1月から同年12月及び令和6年1月から同年9月の対象文書が保存されていたものの、刑事課については、令和6年1月から同年9月までの対象文書しか保存されておらず、令和5年1月から同年12月までの対象文書が保存されていなかった。

その理由は、刑事課においては、連絡活動結果表（様式第3）により毎月の被害者連絡の実施結果の報告を行っていたが、刑事課は、この連絡活動結果表（様式第3）の文書の保存期間を正しくは1年（起算日1月）であったのに誤って1年未満として考えていたため、本件開示請求時、刑事課の令和5年1月から同年12月までの連絡活動結果表（様式第3）は存在せず、そのため、刑事課については令和6年1月以降に作成された連絡活動結果表（様式第3）だけが保存されていたものである。

（3）審査請求人の主張の失当性

審査請求人は、連絡活動結果表刑事課分（令和6年1月から同年9月分）が開示されたが、令和5年1月分から同年12月分が開示されなかつたので、その部分について開示を求める旨申し立て、本件請求対象文書となるはずの稻沢警察署刑事課分の連絡活動結果表（様式第3）（令和5年1月から同年12月分）については開示されていない旨を主張し、その部分についての開示を求めている。

しかしながら、上述したとおり、本件は、本件請求対象文書となる連絡活動結果表（令和5年1月分から同年12月分、刑事課のもの）の保存期間を誤ったものであり、審査請求人が本件審査請求において開示を求める部分の文書は存在しないことから、本件処分に誤りはない。

（4）結語

以上のとおり、本件処分は適正に行われていることから、本件審査請求は棄却されるべきである。

4 審査会の判断

（1）本件請求対象文書について

行政文書開示請求の内容を基本として、処分庁が作成した弁明書の内容を踏まえると、本件請求対象文書は、稻沢警察署で保管する文書のうち、被害者の手引きを交付した件数が記載されている文書であると解される。

本件行政文書のうち文書1には、刑事課における令和6年1月分から同年9月分の被害者の手引きを交付した件数について記載されている。また、本件行政文書のうち文書2及び文書3には、それぞれ交通課及び生活安全課における令和5年1月分から令和6年9月分の被害者の手引きを交付した件数について記載されている。

(2) 本件審査請求について

審査請求人は、審査請求書において、連絡活動結果表（刑事課分）（令和6年1月分から同年9月分）が開示されたが、令和5年1月分から同年12月分が開示されなかったので、その部分について開示を求める旨を主張していることから、本件行政文書のうち文書1の特定に誤りがあるか否かについて、以下検討する。

(3) 本件行政文書の特定について

当審査会において処分庁から提出された行政文書分類基準表を確認したところ、連絡活動結果表の保存期間は1年（起算日1月）との記載があり、本件開示請求時点では、令和5年1月から同年12月までの連絡活動結果表の保存期間は満了前であったことが認められる。

当審査会において処分庁から説明を聴取したところ、当時の刑事課の担当者が、連絡活動結果表の文書の保存期間を誤って1年未満と考えており、令和5年1月分から同年12月分の連絡活動結果表について総合文書管理システムに登録する際に、保存期間が1年未満の行政文書として登録したと考えられるとのことであり、令和5年1月分から同年12月分の連絡活動結果表については、本件開示請求時点では既に廃棄済みのことである。

これらを踏まえて当審査会で検討したところ、本件行政文書のほかに本件請求対象文書の存在をうかがわせる事情は認められず、本件行政文書のうち文書1の特定に誤りはないという処分庁の説明に、特段不自然、不合理な点があるとは認められない。

(4) まとめ

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(5) 付言

情報公開制度の適正かつ円滑な運用のためには、行政文書を適正に管理することが不可欠である。今後は、保存期間が満了していない行政文書を廃棄することのないよう適正に管理されたい。

別記 1

被害者の手引きを交付した件数が記載された文書（それぞれ稲沢署で保管のもの）

別記 2

文書 1 連絡活動結果表（令和 6 年 1 月分から同年 9 月分、刑事課のもの）

文書 2 被害者連絡活動結果表（令和 5 年 1 月分から令和 6 年 9 月分、交通課のもの）

文書 3 連絡活動結果表（令和 5 年 1 月分から令和 6 年 9 月分、生活安全課のもの）

(審査会の処理経過)

年　月　日	内　容
7. 2. 19	諮詢（弁明書の写しを添付）
7. 10. 24 (第 715 回審査会)	処分庁職員より不開示理由等を聴取
同　　日	審議
7. 11. 28 (第 717 回審査会)	審議
7. 12. 23	答申